

野田市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年5月10日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
6番	古谷文夫	7番	齊藤和夫
8番	石塚正夫	9番	染谷美佐夫
10番	針ヶ谷久翁	11番	青木進
12番	宇佐見稔久	13番	吉岡清美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

主査 小田原 聡

議長 ただいまから令和3年第5回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、5番、筑井正委員、所用のため欠席でございます。

13番、吉岡清美委員からは、遅参の申し出がありましたので報告します。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一 異議なしの声多数 一

異議なしと認めます。

10番 針ヶ谷 久翁 委員

11番 青木 進 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で144平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、譲受人の要望のため、譲受人は、所有農地と接道させるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

宇佐見委員 筑井班長が欠席、吉岡副班長が遅参のため、私の方から説明します。

今月は2班が担当で、5月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から5番、議案第2号申請番号1番、2番、議案第3号申請番号1番から7番については私が報告します。

議案第1号申請番号6番から11番、議案第2号申請番号3番、議案第3号申請番号8番から19番については石塚委員がご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について報告します。

宇佐見委員 申請地は、五木字南ノ前の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で232平方メートルとなっております。

権利の内容は交換による所有権移転です。

申請理由は、農地を交換して譲受人の農地を接道させるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第1号申請番号2番、3番について報告します。

申請地は、五木字南ノ前の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,057平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、船形字上ノ井の畑1筆で保全管理された農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で984平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。
令和3年4月23日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、船形字八幡の畑2筆で耕作中の農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。
申請地は、畑1筆で313平方メートル、田2筆で4,966平方メートル、合計3筆で5,279平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲渡人は、農業をする予定がないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。
令和3年4月23日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の畑1筆、田2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,354平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号7番について報告します。

申請地は、小山字緑の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番、9番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号8番、9番についてご説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

申請地は、畑10筆で5,586平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は新規就農をするためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため、要件は満たしています。

令和3年4月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号8番、9番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字中小用地の畑2筆、桐ヶ作字西浦の畑7筆、柏寺字往還西の畑1筆で、耕作中及び保全管理された農地のため、現地に問題はありませんでした。現地調査班としては新規就農者から営農計画等についての説明を受けてから審査したいと合議の結果、判断しました。
以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 今回新規就農者として、野田市で農業を始めることとなりました藤田です。

新規就農で説明することといたしまして、まず、申請した土地の選定理由ですけれども、こちら元、牧草地でして、ブルーベリーに必要な酸性土壌ってということについての土壌改良をしやすいということ、他の野菜を作っていた畑よりも土壌成分の偏りが少ないため、ブルーベリーの作業がしやすいかなということ、こちらを選定したということと自宅から2キロメートル圏内ということ、作業効率もいいのかということ、この土地を選定いたしました。

今後の営農計画についてですけれども、こちらはブルーベリーということであって、すぐに収穫できるものではないので、仲間の農業を手伝いながらブルーベリーが収穫できる5年以内に自立して、農業を経営できるような形で取っております。

一応自分の中で本とかで勉強しながら、この面積だとどれぐらいの収益が見込めるなど、計算しながらやっているのですが、将来に関しては問題ないかなと思っております。

製造物の処理方法に関しましては、今、僕が土地を借りてます〇〇牧場の方で、チーズ等の加工品を卸しているケーキ屋さん等がありましてその店主が、一応ブルーベリーを欲しがっているというような情報があるので、そこに卸したりだとか、僕の仲間が卸している道の駅、直売所などに、同じ流通のラインで流通させていこうかなと考えております。

農業機械の所有状況についてですけれども、こちらは今、軽トラを1台所有しております、他に草刈機を1台別途所有しております。

ブルーベリー自体そこまで大規模な農業機械を使う作物ではないので、今のところ必要なのはこれくらいかなというのがあります。

農作業の従事する者の数、今の面積に関しては、一応自分1人で管理できる面積でやっており

ます。

自分1人でできるかというのは、前の研修を受けていた職場先で一応自分より高齢の人が、大体同じぐらいの面積を管理していたので、若い自分でも十分に管理できるのではないかという部分があって、とりあえず今の面積では、1人で十分管理できます。

技術が十分にあるかということに関してですけれども、こちらは愛知県豊田市の方でブルーベリー専門にやってる農家の方で、2年間研修を受けました。

そこは4000本の規模を3人で管理しており、1本につき30分かかるとかのような剪定を自分1人で任せていただいたりとかしてるので、ブルーベリーの年間作業も含めて1人で一通りのことができる技術があり、困ったことがあったとしても電話で相談できるような仲間が居ますので、技術に関しては、今のところは大丈夫かなというふうに感じております。

大まかな感じでは、以上です。

知久委員 農地利用最適化推進委員の柏寺、桐ヶ作第3地域の担当の知久です。

〇〇君からは、新しく来てもらえると2、3年前から聞いていましたので、これからもよろしくお願いします。

ブルーベリーを栽培するということですけども2年間、愛知県の方で経験があるということで、大丈夫だと思いますが先に就農した〇〇君と協力して、やっていただきたいと思います。

これから土地が足りなくなるとかということがありましたら、農業委員会に相談していただいて、大丈夫ですので、任していただければと思います。

それから、あと、心配なことは、愛知県の方と結局、野田市の気候は違うと思いますがそういうところどのようの考えていますか。

申請人 こっちの方で非常に暑いってということで、基本的にブルーベリーの方も環境に適用していくような植物なので、最初の弱い若い頃の2、3年を耐え切れれば、問題はないっていうのと、僕が交わった地域でもですね、実は水田転換畑ってあって、ブルーベリーには全く向いてない土地で、いかにブルーベリーを労わって育てるかっていうところに非常に特化した農園なので、僕の方でも無理にこうブルーベリーを育てるっていうのではなく、一応、木を労わりながら、育てていくっていうふうにはなってるんですけど実際にこの辺の近辺にはブルーベリー農家さん数が少ないんですけども、暑い所だと本当に鹿児島、沖縄まで暑くてもブルーベリーが育てられるデータはあるので、気温に関しては、まず心配しなくても大丈夫かなというふうに思います。

暑いところではハウス内でブルーベリーを栽培したりとか、してるところもあるので、今のところ、今現在植えているブルーベリーも、何とか順調に生育はしているので、大丈夫だろうというふうには考えております。

青木委員 関宿地区のですね、農業委員の青木と申します。

頑張ってください。

ブルーベリーの苗木植えてあるということですが何本ぐらい植えてあるの。

申請人 そうですね基本的に今 450 本、大体 5 反に 450 本ほどもう〇〇君が植えていたというのが現状でして、苗の方も一応ブルーベリーは挿し木っていう増殖方法があるので、いずれは挿し木で苗木の販売等もできたらなっていう部分は考えています。

宇佐見委員 農業委員の宇佐見と申します。

私の近くにもブルーベリーやっている人がいて、それを見てると収穫のときに、ものすごい手間が掛かっているみたいなんですね。

50 アールっていうと、かなりの面積になると思うんですが、かなり収穫のときはちょっと厳しくなるのかって感じがするんですが、そういう点は収穫今すぐじゃないんですが、収穫の人員確保っていうのは、今どういうふうにお考えですかそれをちょっと話してもらえますか。

申請人 収穫は 1 人では大変でしょというふうな話を聞くんですけども、僕の場合最初から熟する期間をずらして木の方を選定して植えているので、6 月上旬から 7 月 8 月にかけて、少しずつ少しずつ、完熟期がずれて来る品種を選定して植えています。

例えば同じ品種をたくさん植えてしまうと、ピークが一気にきて収穫の手が間に合わないっていうようなことが想定されるんですけども、僕の方は熟期をずらして木の方を植えているので、収穫に関しては、おそらく何とかなるだろうというふうな計算をして、一応品種選定をしております。

瀬能委員 瀬能と申します。

ブルーベリーの期間がですね、結構長くかかるっていうことで、畑を借りて耕作していくということなんだろうけども、その契約年数はどのようにお考えなんだろうかと。

申請人 一応 10 年以上お借りするというふうにお話はさせていただいております、後で僕が続けられなくなったとしても、例えば〇〇の倅さんとかに、技術を伝えていければ、ブルーベリー自体はずっと続けていけるものだと考えておりますので、ブルーベリーの木の寿命は大体長くて 25 年とかなるので、ブルーベリーの木の寿命が尽きるまでは、借りていけるとは思っております。

瀬能委員 私も、実際ブルーベリー畑を耕作していた人がやめたいと、他の人に継続して作ってもらいたいっていうことを紹介したっていう事例がありますが、この時に畑をもし返すといった時に、現況に戻すっていうふうな条件でお借りしたということで、ブルーベリーを続けて、耕作してくれる人がいればいいんですけどね、いなかった場合に元の畑の状態に戻してくださいという条件で賃借したらいいんですけど、そういうことがありますので、そうすると費用もそこそこかかるかなということでございます。

それにも配慮して、その賃借のところ設定しておいた方がよろしいかというふうに思います。

申請人 ありがとうございます。

議長 私から地元として一つ、ブルーベリーが2、3年前にから植えてあるのは私気が付いていました。

これから何年か後に収穫になると思いますが、その時に鳥害についてどのようにするか、その辺もちょっと考えておいて欲しいなど実際、私3本のブルーベリーを収穫していますが小鳥にやられています。

私の家から直線的に500メートルもない距離ですから、十分気をつけていただければと思います。

申請人 一応2、3年で取れ始める畑もあるので、ネットの方を今年の秋から冬にかけて設置していこうかなと思っておりまして、基本的に大規模な工事が必要なのかなと思うんですけども、実はそんなことじゃなくてですね、前の会社では3人しか社員なかったんですけども、本当3人だけで作業できる単管を持ち込んで、防虫ネット、業者に頼まず自分達で張るっていう技術は、一応前の会社の方で教わってきているので、比較的成本がかからずにネットの方は張れるというふうには考えております。

議長 その辺十分気をつけてやっていただければと思います。

他にご質問ありますか。

ないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

石山（高）委員 頑張ってください。

—申請人退席—

—吉岡委員入室—

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号10番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で607平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年4月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号10番について報告します。

申請地は、平井字宮台の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号11番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で3,193平方メートル、畑2筆で2,826平方メートル、合計3筆で6,019平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号11番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字前堀の畑2筆、木間ヶ瀬新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で386平方メートルとなっております。

転用の目的は、農業用資材置場用地です。

令和3年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現状のままで、農業用資材置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から申請番号3番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、費用が発生しないため添付されていません。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で495平方メートルとなっております。

転用の目的は、住宅用地です。

令和3年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、盛土は行わず、現況高にて整地し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営水道より引き込み、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1,078平方メートルの内285.83平方メートルとなっております。

転用の目的は、住宅用地です。

令和3年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、地ならしをして整地し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を利用し、汚水雑排水は合併浄化槽を経由し排水路へ放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀を設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、住宅ローンに関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は不要と申請者代理人が確認しています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で3,016平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、軽く転圧をかけるのみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、雨水が流出しないよう土のうを設置し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から10ページの申請番号18番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなって

おりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番から4番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番から4番についてご説明いたします。

5ページ、6ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で3,660.59平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び賃借権設定による店舗用地です。

令和3年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号2番から4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、転圧により整地し、店舗を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は公共配水管より引き込み、汚水雑排水は合併浄化槽により処理後、市道側溝に放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう畔を設け、外周にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で5,218平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和3年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、碎石を敷き転圧し、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存フェンス等があるので新たに設置する予定はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 849 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和 3 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第 3 号申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、砕石を敷いて整地し駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砕石敷きにより土埃などにより農作物に被害がないようにする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,011 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 4 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で664平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1,011 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 4 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 3 号申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番から 17 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 10 番から 17 番についてご説明いたします。

8 ページから 10 ページをご覧ください。

申請地は、畑 15 筆で 9,922 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 3 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 3 号申請番号 10 番から 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に碎石を敷き、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

申請地は、田 3 筆で 1,926 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 3 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 3 号申請番号 18 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石を敷き、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和30年4月頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和49年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 3 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号「一般」についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 4 月 23 日付けで、令和 3 年度第 1 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、5 年の賃借権設定が田 1 筆で 996 平方メートル、畑 1 筆で 3,970 平方メートルの内 2,700 平方メートル、5 年 7 ヶ月の使用貸借権設定が田 1 筆で 95 平方メートル、賃借権設定が田 1 筆で 5,675 平方メートル、10 年の賃借権設定が畑 6 筆で 3,175 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号の「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第 6 号「農用地利用配分計画について」の申請番号 1 番から 12 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号「中間管理」についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 4 月 23 日付けで、令和 3 年度第 1 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10 年の賃借権設定が田 12 筆で 22,263 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 6 号申請番号 1 番から 12 番についてご説明いたします。

16 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 4 月 22 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると思われま。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号「中間管理」及び議案第 6 号の申請番号 1 番から 12 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用配分計画について」の申請番号 13 番を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

16 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 4 月 22 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を有する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

まず、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得した経緯をご説明いたします。

平成 30 年に農業経営基盤強化促進法及び農地法の改正により相続未登記農地について、相続人の一人が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続きを経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度が創設されました。

当該農地は相続未登記農地であり、農業委員会の探索の結果、相続人は相続放棄していることが判明したため、所有者を確知できない旨の公示を行いました。

その後、千葉県が所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定をしたことにより、千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得いたしました。

申請地は田 1 筆で 1,523 平方メートル、賃借期間は 10 年となっております。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると思われまます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号の申請番号 13 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 7 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

17 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第10条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は平成30年9月に亡くなっております。

生産緑地は、畑1筆で723平方メートルの内548平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地調査が行われておりますので、吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第7号申請番号1番について報告します。

令和3年4月28日に現地の状況確認を、事務局職員2名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、保全管理された農地でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページ、2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。

次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に4ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、19件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知は、2件提出がありました。

次に11ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第6号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長 協議事項といたしましては、令和3年度野田市農業委員会の方向性について、お手元にあります資料、内容を読み上げますと、担い手の掘り起こし、遊休農地の解消、農地の管理組合の設立、若手農業者との話し合い、農業者年金制度の周知、総会及び合同会議で1人1回発言について、総会終了後の合同会議で地域別に意見交換をしてもらい、発表も含めて約1時間程度とし、進行役は、第1地区は瀬能推進委員、第2地区は渡野邊推進委員、第3地区は後藤推進委員を中心に行い、話し合っていたいただき、その後、区域毎に発表するという事に決まりました。

また、その他ということで、合同会議の前に千葉県園芸協会・農地中間管理機構から両委員にお願いがあるということですのでお話を聞きたいと思っております。

以上です。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時54分)